

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
アビックス株式会社
代表取締役社長 廣 田 武 仁

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第31期連結計算書類監査結果
報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avix.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中、米朝等の国際情勢に起因した海外景気の先行き不透明な状況が続いている中、国内においては雇用の改善、改元効果や消費税増税による駆け込み需要など、緩やかな回復基調で推移してまいりました。しかしながら、第4四半期より発生した新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響により、先行きが不透明な状況となっております。

また、広告業界における総広告費については、6年連続で2桁成長を遂げているインターネット広告費が全体を押し上げる形で、前年比106.2%となりました。媒体別では、マスコミ四媒体広告費が前年より減少しましたが、インターネット広告費は大型プラットフォームを中心に堅調な伸びが続いており、屋外広告費についても前年比微増となりました。

このような環境の下、当社は安定的な収益が確保できる体制を強化するため、デジタルサイネージ関連事業において、機器リース、コンテンツといった安定収益事業、新たなデジタルサイネージマーケットの開拓を中心に展開してまいりました。また、デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業においても、積極的に拡大展開を図ってまいりました。

しかしながら、第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響等による売上高の減少や2020年3月19日に開示しましたとおり、事業構造改革に伴う特別損失の計上をしたことから、期初の想定を下回る結果となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりです。

① デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージ関連事業は3部門あり、機器リース部門では主にデジタルサイネージのリース、運営部門ではデジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス（コンテンツ配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、新たな販促支援サービス）の提供、情報機器部門ではデジタルサイネージの製造・販売を行っております。

機器リース、運営部門につきましては、長期契約による収益安定事業であることから、今後も安定的な収益が見込めております。

情報機器部門につきましては、上述のとおり新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、低調な結果となりました。

以上の結果、デジタルサイネージ関連事業は売上高753,456千円（前年同期比21.6%減）、セグメント損失103,015千円（前年同期は40,884千円のセグメント利益）となりました。

② Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、SNSと大型LED表示機を連動して地域に特化した販促、広告、マーケティングシステムの運営を行っており、当事業を推進するにあたり、SNSサイトを立ち上げる毎に、地域エリアに特化したデータベースやマーケティングが必要になること等により初期段階での投資が先行するビジネス形態となっております。その様な状況の中、自動車ディーラーや商業施設などを中心に拡大展開を進めておりますが、現時点ではまだ費用が先行しており、損失を計上することとなりました。

以上の結果、Value creating事業は、売上高61,746千円（前年同期比41.7%増）、セグメント損失18,876千円（前年同期は27,614千円のセグメント損失）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高815,203千円（前年同期比18.9%減）、営業損失121,891千円（前年同期は13,270千円の営業利益）、経常損失130,067千円（同5,257千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失202,899千円（同10,498千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

報告セグメントごとの売上高

前連結会計年度（自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタルサイネ ージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	961,541	43,585	—	1,005,127
セグメント間の内部 売上高又は振替高	240	—	△240	—
計	961,781	43,585	△240	1,005,127
セグメント利益 又は損失（△）	40,884	△27,614	—	13,270

（注）調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△240千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

当連結会計年度（自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタルサイネ ージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	753,456	61,746	—	815,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,680	—	△1,680	—
計	755,136	61,746	△1,680	815,203
セグメント損失（△）	△103,015	△18,876	—	△121,891

（注）調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△1,680千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、50,339千円で、その主なものは、リース資産27,054千円、工具、器具及び備品14,379千円、レンタル資産6,354千円です。

3. 資金調達の状況

2019年5月10日に、第三者割当による新株式を発行し、これにより20,010千円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

① 事業領域の拡大

既にデジタルサイネージが一般的になっているパチンコホール業界だけではなく、小売店や飲食店、カーディーラーをはじめとした幅広い業態に対し、デジタルサイネージの集客効果等を十分にアピールして、その普及に全力を挙げてまいります。当社では、こうした事業の延長線上にネットワーク化事業を捉えており、SNSと融合することにより新しい販促手法を開拓するなど、ネットワーク化の流れの中で主要なプレーヤーとしての位置を確保したいと考えております。当社は大型LED表示機と連動した広告システム事業をその中心と捉え、今後更なる展開をしていく予定です。

② ローコスト体質の継続

安定的に利益を計上できるローコスト体質を維持していくため、継続して経費の見直しを行っております。業務の効率化と集約化によって効率的な経営資源の配分を行いながら、一段の経費圧縮に取り組みます。

5. 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第28期	第29期	第30期	第31期
	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売 上 高(千円)	—	897,947	1,005,127	815,203
経 常 利 益 (千円) (△ は 損 失)	—	10,705	5,257	△130,067
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純利益(千円) (△ は 損 失)	—	14,759	10,498	△202,899
1株当たり当期純利益(円) (△ は 損 失)	—	0.61	0.43	△8.21
総 資 産 (千円)	—	1,348,030	1,419,658	1,353,669
純 資 産 (千円)	—	542,949	568,217	381,719

- (注) 1. 第29期より連結計算書類を作成しておりますので、第28期の各数値は記載しておりません。
2. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
デジタルプロモーション株式会社	千円 46,500	% 86.02	SNSと大型LED表示機とを連動したサービスに関する事業

7. 主要な事業内容

当社グループは、デジタルサイネージ関連事業、Value creating事業の2事業を主要な事業としております。

(1) デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージのリース・販売、並びに販売促進を中心とした運営、メンテナンスといった、デジタルサイネージに関するサービス全般を行う事業です。

事業内容としては以下の通りです。

- ・機器リース部門
デジタルサイネージのリース
- ・運営部門
デジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス
(コンテンツの配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、
新たなサービスの提供)
- ・情報機器部門
デジタルサイネージの製造・販売

(2) Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、SNSと大型LED表示機を連動して地域に特化した販促、広告、マーケティングシステムの運営を行っております。

8. 企業集団の主要な拠点

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市西区
デジタルプロモーション㈱	同上

9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	21名	+1名	42歳 5ヶ月	9年 11ヶ月
女 性	5名	0名	40歳 7ヶ月	10年 6ヶ月
合計または平均	26名	+1名	42歳 1ヶ月	10年 0ヶ月

10. 主要な借入先

借 入 先	借入残高（千円）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	257,500
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	208,900
株 式 会 社 横 浜 銀 行	200,000

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式／60,000,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式／24,724,500株
3. 株主数 5,636名
4. 大株主

大株主名	持株数	持株比率
熊 崎 友 久	2,216,300 ^株	8.96 [%]
株 式 会 社 ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	1,191,400	4.81
令 和 キ ャ ピ タ ル 有 限 責 任 事 業 組 合	1,011,600	4.09
楽 天 証 券 株 式 会 社	846,100	3.42
時 本 豊 太 郎	651,600	2.63
河 野 芳 隆	590,000	2.38
株 式 会 社 S B I 証 券	563,100	2.27
渡 邊 悦 子	447,600	1.81
長 谷 川 聡	421,349	1.70
イ ン タ ー ウ ォ ー ズ 株 式 会 社	380,000	1.53

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

2016年7月7日開催の取締役会決議による新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき100円
- (2) 新株予約権の行使価格 1個につき11,500円
- (3) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、2017年3月期から2019年3月期の3事業年度において、いずれかの期における当社の営業利益の金額が70百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社子会社の役員または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名に限り、当該新株予約権者の権利を相続することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間 2017年7月1日から2021年7月26日まで

(5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,000個	普通株式	500,000株	2人
社外取締役	－ 個	普通株式	－ 株	－ 人
監査役	1,500個	普通株式	150,000株	2人

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	熊 崎 友 久	管理本部本部長
代 表 取 締 役 社 長	廣 田 武 仁	
取 締 役 副 社 長	桐 原 威 憲	
取 締 役	荒 井 尚 英	
監 査 役（常 勤）	山 根 正 裕	
監 査 役	石 川 真 人	
監 査 役	内 藤 成 樹	

（注１） 取締役の荒井尚英氏は、社外取締役であります。

（注２） 監査役の山根正裕氏、石川真人氏は社外監査役であります。

（注３） 監査役の山根正裕氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

（注４） 監査役の山根正裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（注５） 取締役河野芳隆氏は、2019年6月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

（注６） 監査役小崎享氏は、2019年6月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第１項に定める額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役		監査役		合計	
支給人員(名)	金額(千円)	支給人員(名)	金額(千円)	支給人員(名)	金額(千円)
5	72,750	4	8,160	9	80,910

（注１） 上記取締役には、社外取締役が２名含まれており、その報酬等の金額は、3,000千円です。

（注２） 上記監査役には、社外監査役が２名含まれており、その報酬等の金額は、5,760千円です。

（注３） 期末日現在の人員は、取締役４名、監査役３名であります。

4. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	荒井尚英	取締役就任後の取締役会13回の全てに出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	山根正裕	当期開催の取締役会20回の全て、また当期開催の監査役会10回の全てに出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	石川真人	当期開催の取締役会20回の全て、また当期開催の監査役会10回の全てに出席し、必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 Moore至誠監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 12百万円

当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

12百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の透明性、客観性、健全性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼される会社を実現するため、内部管理体制の整備・強化を経営重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでいます。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は小規模組織であることからコンプライアンス専担部は設置していませんが、代表取締役直轄の管理本部を相談窓口とし、コンプライアンス規程並びに内部通報規程を制定しており、役職員間で徹底しております。今後、定期的に取り締役及び従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、企業文化としての一層の定着を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、原則毎月1回以上開催される取締役会のほか、取締役の職務執行に係る情報を文書取扱規程、稟議規程等に基づき適切に保存し、管理を行っております。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役及びグループリーダーを中心に、災害・安全・コンプライアンスなど全社的なリスクの抽出・分析を行い、諸規定の整備等必要な対応を検討する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回以上の取締役会に加えてグループリーダー会議を週1回以上開催して、業務全般、人事、組織等の諸問題について協議を行うことで迅速な意思決定と業務遂行を確保しております。取締役を中心に構成する内部監査委員会では、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスを行っています。

- ⑤ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合には、遅滞なく監査役に報告する一方で、監査役は、内部統制システムや重要な意思決定のプロセス業務状況を把握するために、取締役会やグループリーダー会など重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に対し説明を求めています。

社内では、管理本部が監査役との接点になって、監査業務が実効的に行われるようサポートを行っています。

- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向け警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応できる整備を行っています。なお、万一に備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めています。

Ⅶ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成し、監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査委員会、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査委員会は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資 産 の 部〉		〈負 債 の 部〉	
流 動 資 産	1,217,390	流 動 負 債	362,125
現金及び預金	960,993	買 掛 金	30,389
受取手形及び売掛金	158,077	1年内返済予定の長期借入金	256,996
商 品 及 び 製 品	62,626	リ ー ス 債 務	16,226
仕 掛 品	5,398	未 払 法 人 税 等	3,108
原 材 料	11,891	そ の 他	55,405
そ の 他	18,516	固 定 負 債	609,824
貸 倒 引 当 金	△112	長 期 借 入 金	562,753
		リ ー ス 債 務	43,992
固 定 資 産	136,278	繰 延 税 金 負 債	239
有 形 固 定 資 産	82,266	そ の 他	2,838
建 物 附 属 設 備	372		
車 両 運 搬 具	2,409	負 債 合 計	971,949
工具、器具及び備品	16,061	〈純 資 産 の 部〉	
レ ン タ ル 資 産	12,234	株 主 資 本	376,206
リ ー ス 資 産	51,188	資 本 金	574,562
無 形 固 定 資 産	4,080	資 本 剰 余 金	91,824
投資その他の資産	49,932	利 益 剰 余 金	△290,179
投 資 有 価 証 券	7,638	その他の包括利益累計額	551
そ の 他	42,294	その他有価証券評価差額金	551
		新 株 予 約 権	1,641
		非 支 配 株 主 持 分	3,320
		純 資 産 合 計	381,719
資 産 合 計	1,353,669	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,353,669

連 結 損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		815, 203
売 上 原 価		420, 584
売 上 総 利 益		394, 618
販売費及び一般管理費		516, 510
営 業 損 失		121, 891
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	122	
保 険 解 約 返 戻 金	980	
そ の 他	78	1, 198
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9, 251	
そ の 他	123	9, 374
経 常 損 失		130, 067
特 別 損 失		
減 損 損 失	48, 006	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4, 999	
た な 卸 資 産 評 価 損	21, 992	74, 999
税金等調整前当期純損失		205, 066
法人税、住民税及び事業税	496	496
当 期 純 損 失		205, 562
非支配株主に帰属する当期純損失		2, 663
親会社株主に帰属する当期純損失		202, 899

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	そ の 他 有価証券評 価差額金	そ の 他 の 包括利益 累計額合計
2019 年 4 月 1 日 残 高	564,557	81,819	△87,280	559,095	1,496	1,496
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	10,005	10,005		20,010		
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△202,899	△202,899		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					△945	△945
連結会計年度中の変動額合計	10,005	10,005	△202,899	△182,889	△945	△945
2020 年 3 月 31 日 残 高	574,562	91,824	△290,179	376,206	551	551

（単位：千円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2019 年 4 月 1 日 残 高	1,641	5,983	568,217
連結会計年度中の変動額			
新 株 の 発 行			20,010
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△202,899
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）		△2,663	△3,608
連結会計年度中の変動額合計	－	△2,663	△186,497
2020 年 3 月 31 日 残 高	1,641	3,320	381,719

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 デジタルプロモーション株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(Ⅰ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(Ⅱ) たな卸資産

製 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 減価償却資産の減価償却の方法

レンタル資産

(リース資産を除く)

レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

その他の有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、広告運営用として保有している資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 2～15年

- | | |
|----------------------|---|
| リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産
(リース資産を除く) | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 |
- ③ 引当金の計上基準
- | | |
|-------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|--|
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (Ⅰ)ヘッジ会計の方法
- | | |
|-----------------|--|
| ヘッジ会計の方法 | 金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。 |
| ヘッジ手段と
ヘッジ対象 | ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。
ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。 |
| ヘッジ方針 | 資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。 |
| ヘッジ有効性評価
の方法 | 特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。 |
- (Ⅱ)消費税等の計上方法
- 税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	856千円
車両運搬具	141千円
工具、器具及び備品	285,890千円
レンタル資産	184,235千円
リース資産	39,250千円
合計	510,374千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

①減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所
事業用資産	レンタル資産等	神奈川県横浜市等
遊休資産	ソフトウェア等	神奈川県横浜市

②減損損失の認識に至った経緯

事業用固定資産の収益性の低下ならびに遊休資産の市場価値の下落により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。

③減損損失の金額

レンタル資産	35,474千円
ソフトウェア	5,310千円
その他	7,221千円
合計	48,006千円

④資産のグルーピング方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単独でグルーピングをしています。

⑤回収可能額の算定方法

回収可能額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,724,500株
------	-------------

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,641,500株
------	------------

5. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にLED表示機の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、資金調達に係る流動性リスクに晒されています。

借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の返済期限は最長で決算日後5年、リース債務の償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引権限を定めた社内規程に則り、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注2) 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	960,993	960,993	—
(2) 受取手形及び売掛金	158,077	158,077	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,764	6,764	—
資産計	1,125,835	1,125,835	—
(1) 買掛金	30,389	30,389	—
(2) 未払法人税等	3,108	3,108	—
(3) 長期借入金（※1）	819,749	820,647	898
(4) リース債務（※2）	60,219	60,069	△149
負債計	913,466	914,215	749
デリバティブ取引	—	—	—

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2）リース債務には、1年内に期限の到来する金額を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（※）	873

（※1）非上場株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について、4,999千円の減損処理を行っております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	15円	24銭
1株当たり当期純損失	8円	21銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資 産 の 部〉		〈負 債 の 部〉	
流 動 資 産	1,187,486	流 動 負 債	355,548
現金及び預金	933,701	買 掛 金	26,694
受 取 手 形	71,670	1年内返済予定の長期借入金	256,996
売 掛 金	80,934	リ ー ス 債 務	16,226
商 品 及 び 製 品	62,626	未 払 金	13,054
仕 掛 品	5,398	未 払 費 用	19,206
原 材 料	11,891	未 払 法 人 税 等	2,916
前 渡 金	12,579	未 払 消 費 税 等	1,193
前 払 費 用	4,739	預 り 金	5,270
そ の 他	4,057	前 受 収 益	2,853
貸 倒 引 当 金	△112	そ の 他	11,135
固 定 資 産	215,853	固 定 負 債	609,824
有 形 固 定 資 産	81,888	長 期 借 入 金	562,753
建 物 附 属 設 備	372	長 期 預 り 金	2,838
車 両 運 搬 具	2,409	リ ー ス 債 務	43,992
工具、器具及び備品	15,683	繰 延 税 金 負 債	239
レ ン タ ル 資 産	12,234	負 債 合 計	965,372
リ ー ス 資 産	51,188	〈純 資 産 の 部〉	
無 形 固 定 資 産	4,033	株 主 資 本	435,775
電 話 加 入 権	951	資 本 金	574,562
ソ フ ト ウ ェ ア	1,422	資 本 剰 余 金	95,080
ソフトウェア仮勘定	1,660	資 本 準 備 金	95,080
投 資 そ の 他 の 資 産	129,932	利 益 剰 余 金	△233,867
投 資 有 価 証 券	7,638	そ の 他 利 益 剰 余 金	△233,867
関 係 会 社 株 式	80,000	繰 越 利 益 剰 余 金	△233,867
長 期 前 払 費 用	12,867	評 価 ・ 換 算 差 額 等	551
差 入 保 証 金	28,526	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	551
そ の 他	900	新 株 予 約 権	1,641
資 産 合 計	1,403,340	純 資 産 合 計	437,967
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,403,340

損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	755,136
売 上 原 価	384,725
売 上 総 利 益	370,411
販売費及び一般管理費	473,426
営 業 損 失	103,015
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17
受 取 配 当 金	122
保 険 解 約 返 戻 金	980
そ の 他	66
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,251
そ の 他	123
経 常 損 失	111,203
特 別 損 失	
減 損 損 失	48,006
投資有価証券評価損	4,999
たな卸資産評価損	21,992
税 引 前 当 期 純 損 失	186,202
法人税、住民税及び事業税	304
当 期 純 損 失	186,507

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2019 年 4 月 1 日 残	564,557	85,075	85,075	△47,360	△47,360	602,272
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	10,005	10,005	10,005			20,010
当 期 純 損 失				△186,507	△186,507	△186,507
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	10,005	10,005	10,005	△186,507	△186,507	△166,497
2020 年 3 月 31 日 残	574,562	95,080	95,080	△233,867	△233,867	435,775

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2019 年 4 月 1 日 残	1,496	1,496	1,641	605,410
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				20,010
当 期 純 損 失				△186,507
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△945	△945		△945
当 期 変 動 額 合 計	△945	△945	-	△167,442
2020 年 3 月 31 日 残	551	551	1,641	437,967

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原 材 料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

レンタル資産
(リース資産を除く) レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

その他の有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、広告運営用として保有している資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 2～15年

リ ー ス 資 産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

無形固定資産
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用 均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段と

ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象

ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。

ヘッジ方針

資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価
の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の計上方法

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	856千円
車両運搬具	141千円
工具、器具及び備品	285,815千円
レンタル資産	184,235千円
リース資産	39,250千円
合計	510,299千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	4,162千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,680千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所
事業用資産	レンタル資産等	神奈川県横浜市等
遊休資産	ソフトウェア等	神奈川県横浜市

②減損損失の認識に至った経緯

事業用固定資産の収益性の低下ならびに遊休資産の市場価値の下落により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。

③減損損失の金額

レンタル資産	35,474千円
ソフトウェア	5,310千円
その他	7,221千円
合計	48,006千円

④資産のグルーピング方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単独でグルーピングをしています。

⑤回収可能額の算定方法

回収可能額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	5,145千円
未払事業税	791千円
たな卸資産評価損	37,185千円
貸倒引当金	34千円
貯蔵品	946千円
減価償却費償却限度超過額	2,247千円
繰越欠損金	73,423千円
出資金	3,031千円
ゴルフ会員権	945千円
投資有価証券	2,727千円
資産除去債務	977千円
減損損失	14,556千円
繰延税金資産小計	142,013千円
評価性引当額	△142,013千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	239千円
繰延税金負債合計	239千円
繰延税金負債純額	239千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期順損失を計上しているため注記を省略しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	17円 65銭
1株当たり当期純損失	7円 55銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

アビックス株式会社

取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉村 智明 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高岡 宏成 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アビックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

アビックス株式会社

取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代 表 社 員	公認会計士	吉 村 智 明 ⑩
業 務 執 行 社 員		
代 表 社 員	公認会計士	高 岡 宏 成 ⑩
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アビックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

アビックス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	山 根 正 裕 ㊞
社外監査役	石 川 真 人 ㊞
監 査 役	内 藤 成 樹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	くま ざき とも ひさ 熊 崎 友 久 (1963年11月27日生)	1986年4月 セントラルリース株式会社（現三菱UFJ リース株式会社）入社 1990年6月 アビックス販売株式会社入社 1994年6月 当社取締役就任 1998年6月 当社取締役副社長就任 1999年6月 当社代表取締役社長就任 2007年3月 当社取締役営業本部本部長就任 2008年6月 当社取締役副社長就任 2009年6月 当社代表取締役社長就任 2019年6月 当社代表取締役会長就任（現任）	2,216,300株
2	ひろ た たけ ひと 廣 田 武 仁 (1964年10月16日生)	1987年4月 株式会社リクルート入社 2005年3月 株式会社IMJモバイル代表取締役就任 2009年4月 株式会社アイ・エム・ジェイ 代表取締役就任 2016年4月 シダックス・コミュニティー株式会社 代表取締役就任 2018年7月 当社入社 営業本部本部長就任 2019年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	186,200株
3	きり はら たけ のり 桐 原 威 憲 (1974年3月10日生)	2002年5月 JAC Japan（現JAC Recruitment）入社 2005年11月 当社入社 2007年6月 当社管理本部企画総務グループ グループリーダー就任 2009年6月 当社管理本部本部長就任 2014年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社取締役副社長就任（現任）	16,800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
4	あら い なお ひで 荒 井 尚 英 (1963年 7 月11日生)	1986年 4 月 株式会社リクルート入社 1997年 3 月 Arthur Andersen L.L.P. (Los Angeles) 出向 2005年 5 月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社 執行役員就任 2006年 5 月 株式会社アイ・エム・ジェイ 取締役就任 2008年 6 月 PanAsia Partners pte ltd. (Singapore : 現 AAIC Consulting pte ltd.)創業 Managing Director就任 2011年 6 月 株式会社AAIC Japan 代表取締役就任 2017年 7 月 株式会社AAIC Japan 代表取締役退任 2019年 6 月 当社取締役就任(現任)	- 株

(注 1) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注 2) 荒井尚英氏は社外取締役候補者であります。

(注 3) 社外取締役候補者の選任理由について

荒井尚英氏につきましては、会社経営に関与されている経験と豊富な知見に加え、海外ビジネスに関わる専門的な知識・ご経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注 4) 社外取締役としての職務を遂行することが出来ると判断する理由について

荒井尚英氏は、事業会社経営において豊富な経験や経営ノウハウを有しているとともに、映像や通信のビジネスにも精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注 5) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者荒井尚英氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石川真人氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
いし かわ まさと 石 川 真 人 (1958年1月7日生)	1981年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入社 1999年4月 同社退職 2000年5月 株式会社デジタルガレージ監査役就任 2002年3月 同社監査役退任 2003年3月 当社監査役就任 2014年2月 株式会社日本流通科学情報センター代表取締役就任 2014年6月 当社監査役退任 株式会社旅行綜研取締役就任 2015年6月 株式会社日本流通科学情報センター代表取締役退任 2016年6月 当社監査役就任(現任)	3,000株

(注1) 石川真人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 石川真人氏は社外監査役候補者であります。

(注3) 社外監査役候補者の選任理由について

石川真人氏につきましては、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注4) 社外監査役としての職務を遂行することが出来ると判断する理由について

石川真人氏につきましては、株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)で要職を務め、企業会計や商事法務にも精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者石川真人氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

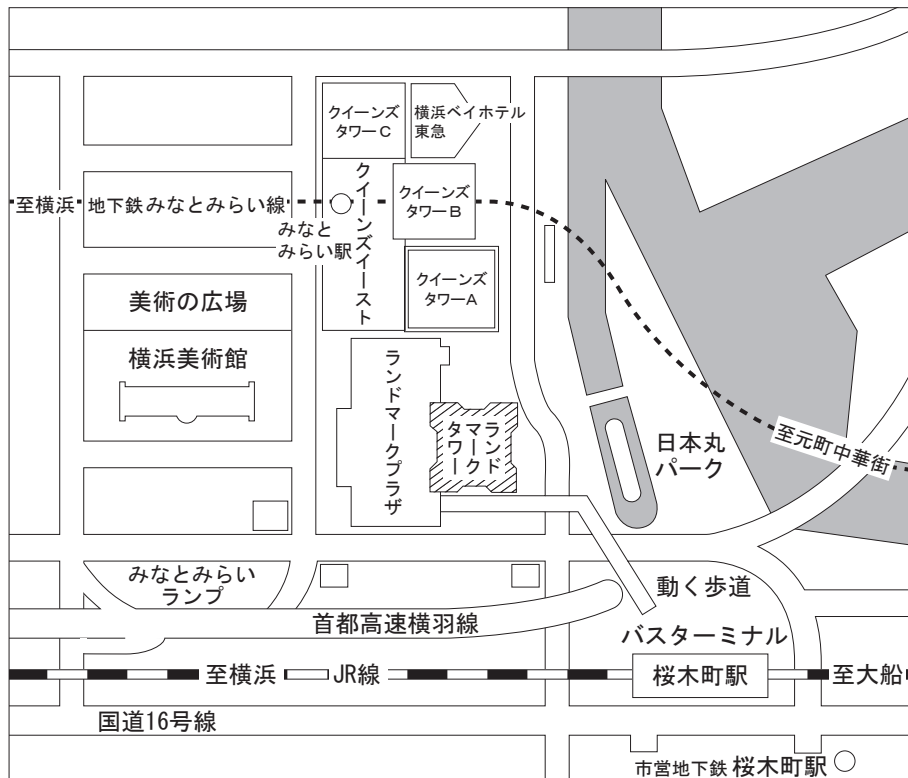
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー 25階



交通のご案内

- ・桜木町駅：動く歩道を進み、ランドマークタワー1階もしくは3階、正面右手のエレベーターをご利用下さい。
- ・みなとみらい駅：エスカレーターを上がり、クイーンズイーストおよびランドマークプラザを通り抜け1階もしくは3階よりランドマークタワーへお進み下さい。